



「健康食品」の問題事例

食品の範疇で発生した
健康被害

■ アマメシバ加工食品によると疑われる閉塞性細気管支炎の発生

アマメシバ

マレーシアなどで、主に炒め物として摂取されており、通常の食事としての摂取では、健康被害は確認されていなかった。

ダイエットにいい(?)

健康食品に加工

大量に摂取

錠剤・カプセルなどの加工
食品販売禁止(食品衛生法第7条)

海外での
被害事例

患者の摂取
状況等

健康被害発生
(閉塞性細気管支炎)

アマメシバ加工食品の流通禁止措置までの流れ

時期 (平成15年)	措置内容
8月4日	アマメシバ加工食品の摂取との因果関係が疑われる閉塞性細気管支炎発症例が初めて公表(厚生労働省)
8月22日	アマメシバ加工食品の摂取との因果関係が疑われる閉塞性細気管支炎発症例2例が新たに公表(厚生労働省)
8月29日	アマメシバ加工食品のリスク評価を食品安全委員会に諮問(厚生労働大臣)
9月4日	「アマメシバ粉末の長期摂取と閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できない」と評価・公表(食品安全委員会) アマメシバ加工食品の販売禁止措置の可否について薬事・食品衛生審議会に諮問(厚生労働大臣)
9月5日	「アマメシバ加工食品の販売禁止措置は適当である」と答申(薬事・食品衛生審議会) アマメシバ加工食品の販売を禁止することを公表(厚生労働大臣)
9月12日	アマメシバ加工食品の販売禁止を告示(厚生労働大臣)

コンフリーの摂取による肝障害情報

コンフリー

コーカサスを原産地とし、ヨーロッパから西アジアに分布。一時長寿の効果があると宣伝され、広く家庭菜園に普及した。現在でも、家庭菜園等による限局的な栽培や消費が推定される。また、主にインターネット上でコンフリーを原料に含む健康食品の販売が確認されている。

諸外国では

健康被害(肝障害)の報告



コンフリー及びこれを含む食品を使用しないこととする勧告

コンフリー等に含まれるピロリジジナルカロイドの暫定的耐容摂取量設定

日本では

健康被害(肝障害)の報告例はないが...



食品安全委員会

摂食により、健康被害が生じる可能性を否定できない



コンフリー及びこれを含む食品の販売、製造等を禁止(食品衛生法第6条)

コンフリー及びこれを含む食品の販売禁止までの流れ

時期 (平成16年)	措置内容
3月24日	日本ではコンフリー及びこれを含む食品による特徴的な肝障害の報告例はないものの諸外国において使用しないこととする勧告やコンフリー等に含まれるピロリジジナルカロイドの暫定的耐容摂取量が設定されている状況を踏まえ、食品安全委員会にコンフリー及びこれを含む食品の食品健康影響評価について諮問(厚生労働省)
4月28日 6月14日	コンフリー及びこれを含む食品の食品健康影響評価について審議 (食品安全委員会かび毒・自然毒等専門調査会)
6月14日	食品安全委員会かび毒・自然毒等専門調査会における審議結果を受け、コンフリーの製造・販売等する営業者に対して自粛等を要請するとともに一般消費者に対して摂取を控えるよう呼びかけ(Q&A提示)(厚生労働省)
6月17日	「日本においてコンフリーを使用した健康食品等がインターネットを使って販売されていることが確認されており、これらの健康食品等を摂食することによって健康被害が生じるおそれがある」こと、「日本においてコンフリーが家庭菜園等で栽培されているとの情報もあり、栽培又は自生しているコンフリーを摂食することによる健康被害が生じる可能性も否定できない」こと等を評価・公表(食品安全委員会)
6月18日	コンフリー及びこれを含む食品の販売等を禁止(厚生労働省)

D-ソルビトール(甘味料)の過量摂取による健康被害



鳳凰軽身瘦

D-ソルビトール

28.6g/1本含有



千年草減肥香茶

D-ソルビトール

23g/1包含有

- 消費者からこれらの食品の摂取により下痢をするとの苦情が複数あったことから、渋谷区が成分分析(検査:東京都健康安全研究センター)を行った。

D - ソルビトール

甘味料として食品添加物に指定されている。

日本薬局方に収載されて医薬品としても用いられており、20～30gで緩下剤作用を示す。

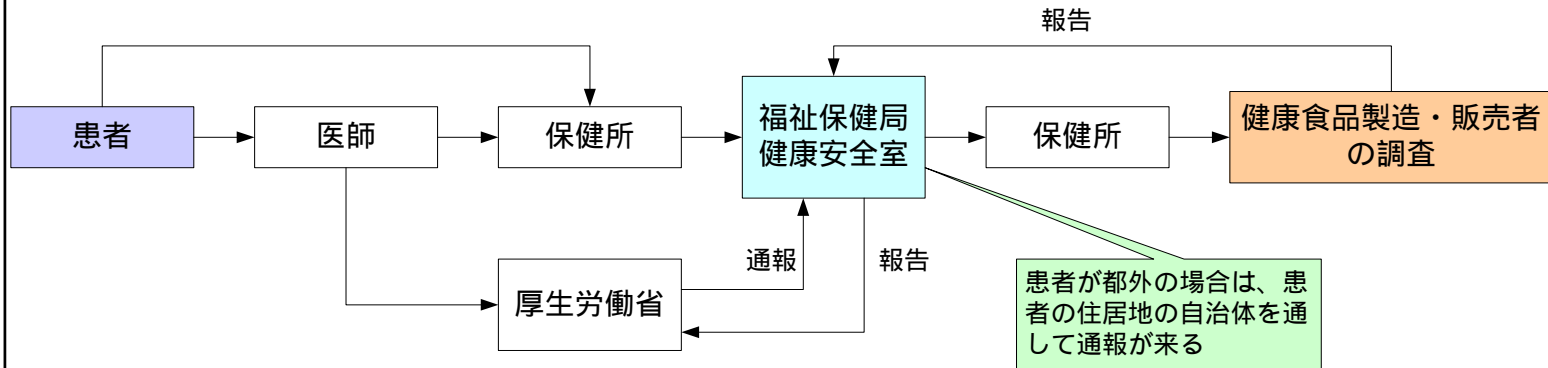


「健康食品」の問題事例

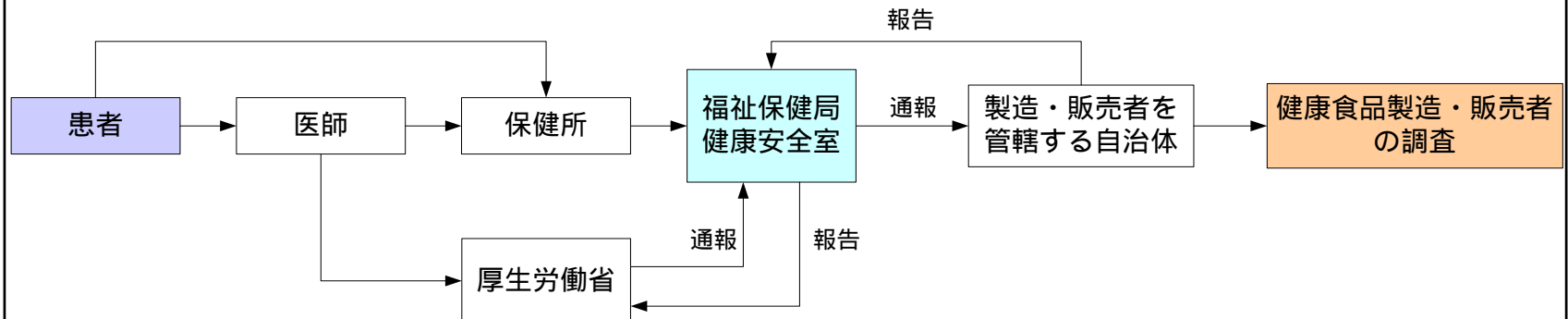
健康被害発生に際しての
情報の流れ

健康被害発生に際しての情報の流れ

【製造者・販売者が都内の場合】



【製造者・販売者が都外の場合】



健康被害の報告様式(厚生労働省で取りまとめ)

(別紙2)

健康食品等に関する健康被害受付処理票

東京都

(市・区)

年 月 日

製品の種類	届出年月日	年 月 日
包装形態	内容量	
消費期限又は 賞味期限	保存状態	
製造者(輸入者) の氏名及び住所	氏名	
	住所	電話：() -
販売者の氏名 及び住所	氏名	
	住所	電話：() -
届出者	届出理由と内容 ・ 届出理由と内容 ・ 医療機関 ・ その他()	性別(男・女)
届出の理由 (届出理由の説明)	届出者の住所 〒 東京都 区 町 丁目 番 号	性別
	届出者の氏名	
	届出者の住所	
医師の意見等	医師等に対して追加調査を行うことに関する本人の同意(有・なし) 当該製品の有害(有・なし)、製品の入手経路(有・なし) (辛気扶、他の製品等の採取歴、診断・検査結果、治療経過、当該食品の採取と 当該症状の因果関係の程度及びその判断理由を記載する。)	
医師	年 月 日	
氏名		
住所及び電話番号	電話：() -	
製造者等の調査結果	(当該食品の成分、販売経路、他の昔情事例の有無、医薬品成分の分 析結果等を記載する。)	
措置・結果・意見等	製品回収、販売中止、その他(有・なし) (有の場合は、その概要を添付すること)	

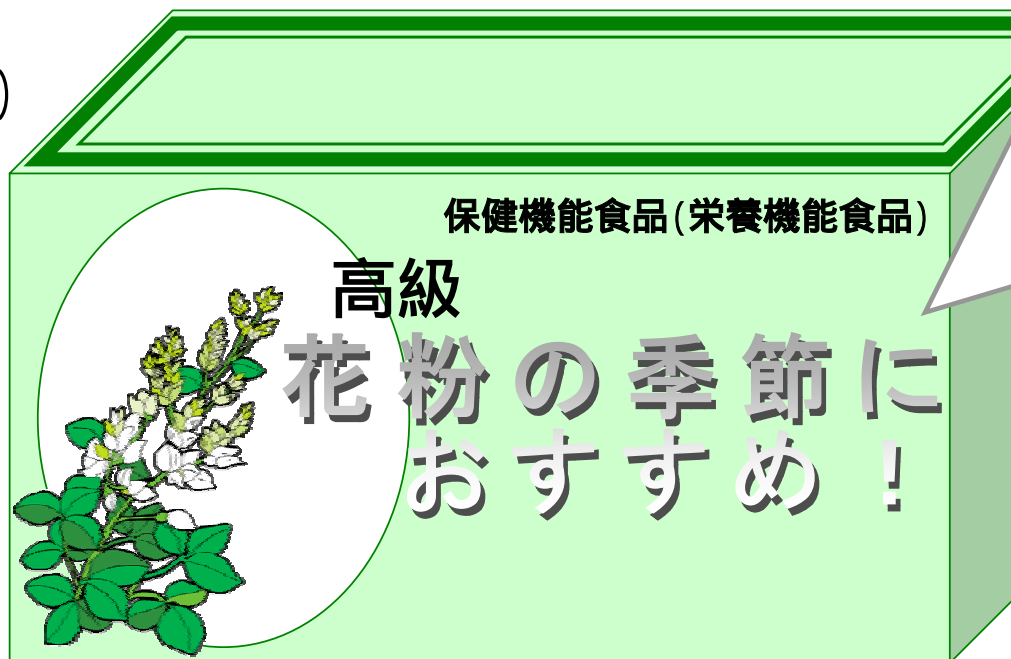


「健康食品」の問題事例

■ 保健機能食品の表示

保健機能食品として認められた栄養成分の機能、または特定保健用食品に認められた表示事項を、逸脱したり、全く関係のない内容の表示を強調している製品が見受けられる。

例)



栄養成分を一定量含むことから、「保健機能食品」となっている食品に対し、「花粉の季節におすすめ」の強調表示により、このことについて効果のある「保健機能食品」という誤認を招くおそれがある。

食品としての表示事項は省略しています。